

鳥取市の登録譲渡ボランティアになるには

ー登録譲渡ボランティアー

鳥取市が実施する犬猫の譲渡事業に協力して新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体又は個人で、市の基準に適合し登録された方です

◎登録基準と遵守事項

対象	<p>鳥取市の譲渡事業に協力し、新しい飼い主探しを非営利として行う団体又は個人（NPO 法人、動物愛護ボランティア団体（任意）、取り組みを行う個人等）</p> <p>※平成 30 年 4 月 1 日時点で、鳥取県犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（平成 28 年 1 月 1 日施行）の規定により譲渡ボランティアの登録を受けているものは、鳥取市の登録譲渡ボランティアとしてみなします。</p>
基準	<ul style="list-style-type: none"> 活動趣旨及び活動実績が、鳥取市の実施する譲渡事業の趣旨に沿っていること。 団体の場合は成人の代表者又は県内居住責任者がいること、個人の場合は県内に居住する成人であること。 譲渡事業に関わる者が、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例等、動物を飼養する上での関係法令等に違反していないこと。 一時飼養を含め動物を飼養することが認められている場所で飼養すること。 今まで動物の飼養を原因とする苦情等が出ていないこと。
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 終生飼養及び適正飼養をする新しい飼い主以外への譲渡は行わないでください。 譲渡時に販売と思われるような金銭を請求するなど、市から譲渡した動物を用いて収益活動と思われるような行為を行わないでください。 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題があった場合は、自己の責任で処理をしてください。 市の譲渡事業に誤解を招く又は支障を来す行為は行わないでください。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡可能要件を満たす動物は、市の動物愛護センター“アミティエ”への譲渡を優先させます。 犬の場合、子犬の収容は極めて少なく、大型、高齢、問題行動があるものの中から選定するようになります。 猫の場合は、成猫や離乳後の子猫の譲渡を基本としますが、離乳前の子猫について、一時的に飼養の預託をお願いする場合があります。 保護収容された動物は非常にこわがりの子が多いので、特に逸走に注意して下さい。

◆譲渡ボランティアには、譲渡結果の連絡や年 1 回の活動報告を行っていただきます。

登録申請に必要な書類

① 登録申請書（様式 2）

団体代表者又は申請者の住所氏名を確認できるもの（免許証や健康保険証など）をご持参ください。

② 一時飼養場所票（様式 3）

一時飼養場所ごとに提出してください。

一般的なご家庭で一時預かりを行う場合は、立入調査は行いません。

ただし、現在飼われている犬猫と一時預かりを行う犬猫が合わせて10頭以上になる場合や、以前に動物の飼養に関して苦情があった場合等、立入調査を行います。

（施設の基準）

ケージ等 給水設備（水道） 消毒設備（消毒薬の収納場所） 餌の保管設備（餌の収納場所）
 清掃設備（清掃道具の収納場所） 遮光、風雨を遮るための設備（必要のない場合は不要）

③ 誓約書（様式 4）

④ 団体の場合は規約、会則（参考様式 1）、個人の場合は活動趣意書

規約等の目的には動物愛護思想の高揚と適正飼養の普及啓発に関する記述を入れてください。また、名称・活動内容・役員などを盛り込んでください。

個人の場合は活動趣意書（想い、目的及びそのために何をするか等）を提出してください。

⑤ 活動実績

動物の愛護及び管理に関して活動実績がある場合は、その内容について記載したものを提出してください。様式はありませんので、ご自由にお書きください。

⑥ 団体の場合は代表者の役員名簿（参考様式 2-2 で兼ねることも可能です。）

団体代表者が県内に在住しない場合は、県内在住の責任者を選出してください。

⑦ 譲渡ボランティアの基準（別表 2）の 5 に該当しないことを示す書類

（参考様式 2-1、2-2）

⑧ 一時飼養場所が借家又は集合住宅の場合は、動物の飼養が承認されていることがわかる書類

賃貸借契約書、マンション規約等の写し

※ホームページに掲載される場合の留意事項です

☞ 譲渡ボランティアになるということは、市の登録名簿に掲載されるということですので、市が認可、認定しているなどと誤解されるような表現を使わないでください。

☞ 寄付受入等について市は関与しません。市が関与しているかの誤解を受けるような寄付の募集等については記載しないでください。

☞ 活動趣意と譲渡条件の概要について掲載をしてください。

登録譲渡ボランティアの連絡・報告事項等について

鳥取市の譲渡ボランティアに登録いただいた後の連絡・報告事項等についてご説明します。

【市からの動物の譲渡】

- ・譲渡候補動物がある場合、市から情報提供を行います。希望される動物がいる場合は、鳥取市保健所生活安全課へご連絡ください。
- ・引き受ける動物が決まったら、犬・猫等譲受申出書（規則様式第5号）に必要な事項を記入いただき、あわせて申出書別紙を提出してください。
- ・譲り受けた動物を逃がしてしまった場合は、すぐに収容に努めるとともに、速やかに鳥取市保健所生活安全課に連絡してください。譲り受けた動物が死亡した場合にも、速やかに鳥取市保健所生活安全課に連絡してください。

【犬の場合】

- ・一時預かりが一月を超える場合は、狂犬病予防法に基づき犬の登録事項の変更及び狂犬病予防注射を実施し、その登録番号及び注射番号について鳥取市保健所生活安全課に連絡してください。

【新しい飼い主が決まった時】

- ・市から譲渡した時に譲渡連絡票（様式6）をお渡ししますので、新しい飼い主が決まった時は、その内容について鳥取市保健所生活安全課に連絡してください（持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール）。書面での提出が難しい場合は、電話で鳥取市保健所生活安全課にその内容について連絡してください。
- ・犬の場合は、新しい飼い主が所有者の変更届（一時預かり中に犬の登録等を行わなかった場合は、登録と狂犬病予防注射）を行ったことを確認し、それらの番号を鳥取市保健所生活安全課に連絡してください。
- ・必要に応じて新しい飼い主さんの相談を受けるなどフォローをお願いします。

【要ケア動物の飼養預託】

- ・要ケア動物がある場合、市から飼養預託の打診を行います。
- ・飼養預託を受諾された時は、市より飼養預託依頼書（様式1）を交付します。
- ・飼養預託が終了した時は、鳥取市保健所生活安全課に返還してください。この場合、飼養状況報告書（様式7）を提出してください。
- ・要ケア動物が死亡した場合は、鳥取市保健所生活安全課に連絡し、返還してください。

【活動報告書、譲渡動物現状報告書】

- ・年に1回、前年度の活動と前年度末時点で一時預かりしている動物の状況を報告（様式9）していただきます。

【申請事項の変更】

- ・次のような場合は届け出が必要になりますので、速やかに届け出てください。
 - ①代表者・責任者の変更（様式8）・・・変更の都度
 - ②一時飼養会員追加・変更、預かり頭数の変更（様式8）・・・変更の都度なお、団体の名称、規約の改正や譲渡ボランティアとしての活動を休止するなど、活動の根本に関する重大な変更の時にはあらかじめ相談してください。

【申請事項の変更】

- ・登録ボランティアの基準に合致しなくなる、遵守事項を順守していない等の問題が生じたり、行政機関から大きな指導を受けたりした場合、市からの譲渡を停止したり登録を取り消すことがあります。